

速報第3251号 R.2.12.3発行 総務課 扱	道議会における質疑・質問及び答弁要旨	2年・4定 一般質問 12月2日	質 問 者	菊地 葉子 議員 日本共産党 (小樽市)
質 疑 ・ 質 問		答 弁		担 当 課
<p>四 教育問題について (一) 教職員の働き方改革等について 1 制度導入による課題解決について 一年単位の变形労働時間制導入で労働時間が削減しないことは道教委自身も既に認め、議会議論においても、管理職の新たな業務負担や長時間労働の削減等は正できていない課題があまりに多く、指摘された課題を、どう改善されたのか伺います。</p>		<p>(教育長) 一年単位の变形労働時間制の導入による課題解決についてであります。本制度を実効性のあるものとするには、他の施策と組み合わせ、一体的に業務削減等につなげていくことが重要と考えております。 このため、道教委といたしましては、本制度の導入に伴う管理業務が、できるだけ負担とならないよう、手続きの簡素化を進めるとともに、勤務時間の柔軟な設定や、まとまった休日の確保により、心身にゆとりができるといった本制度の利点を踏まえ、業務の適正化や、各種調査の廃止、簡素化、研修の精選などの効果や課題を検証しながら、在校等時間の縮減に取り組んでまいります。 さらに、教頭を対象に、忙しさを感じる業務等に関する意識調査を行い、その結果を踏まえて、既存業務の効率性を一層向上させるため、助言を行うなどの対策を講じながら、各学校の管理職が真に必要な業務に注力できるよう支援してまいります。</p>		教職員課
<p>(再質問) 教育長は意向調査で約8割が検討したいとの結果が出たとおっしゃっていますが、現場の教職員の意向調査ではありません。 教職員組合が行った緊急アンケートでは、95%もの教員が、道教委の意向調査にあたって意見を聞かれていないと答えています。一面的な意向調査で教職員の意向が十分反映されたと言い切れるのですか。現場の教職員の声を教育長はどう把握し、どう検討したのか、伺います。</p>		<p>(教育長) 一年単位の变形労働時間制についてであります。道教委では、全ての職員の本制度に対する理解が深まるよう、これまで、説明動画の配信や「導入の手引き」、リーフレットの配布などを行うとともに、各市町村教育委員会に対する意向調査を行っており、市町村教育委員会からは、所管の学校の御意見も伺いながら回答をいただいております。 また、いくつかの学校に対しましては、本庁職員が直接出向き、一般の教諭の方々も含め、制度導入にかかわる御意見を伺ってまいりました。その上で、学校における働き方改革は、様々な施策を尽くして総合的に取り組む必要があり、本制度については、働き方改革を推進する一つの選択肢となりうるものとして、今般、条例提案を行ったものであります。</p>		教職員課
<p>(再々質問) 現場の教職員からは、教員を増やさず働き方改革、变形労働時間など絵に描いた餅という声も届くなど、道教委が現場の教職員から信頼されているとは言えない現状で、道教委が説明しても、尚、反対が多数寄せられている現状をどう考えるのか伺います。「風通しの良い職場」を作るのは、現場の声を受け止め、その声を十分に反映させることが不可欠ですが、こうした声とどう向き合い、反映させるのか、伺います。</p>		<p>(教育長) 一年単位の变形労働時間制についてであります。本制度の導入に関しましては、様々な御意見があるものと承知しておりますが、学校における働き方改革は、様々な施策を尽くして、総合的に取り組む必要があり、一年単位の变形労働時間制については、働き方改革を推進する一つの選択肢と考えておりますが、この度の条例提案はそのための環境整備であり実際に導入するかどうかは各学校の実情や職員の状況に応じて検討の上、活用されるべきものと考えております。 したがって、私といたしましては、教員一人一人が働きがいを感じながら、健康でゆとりを持って子どもたちと向き合う時間を持ちたいという願いを叶えていただくことが重要と考えており、教員の方々をはじめ、学校や教育委員会とが一層対話を深めながら、現場の実情に即した働き方改革が進むよう全力で取り組んでまいります。</p>		教職員課
<p>2 他県との違いについて また、次年度以降に条例制定を予定している団体は、本年9月時点で4県と承知しており、なぜ道は反対の声を無視して全国の先陣を切って条例制定を急ぐのですか。他県のように先送りして、引き続き議論すべきではありませんか。</p>		<p>(教育長) 一年単位の变形労働時間制の導入時期についてでございますが、道教委が本年9月に実施した各道立学校や市町村教育委員会に対する意向調査では、「職員が活用できるよう検討したい」との回答は、約8割であったところであり、また、校長会をはじめ、庁内及び有識者、現場で働く一般の教諭の方々なども交えた「学校における働き方改革促進会議」におきましても様々な御議論をいただいたところであります。 この制度の導入は、各市町村教育委員会や学校の判断によるものであり、教員が健康でゆとりとやりがいをもって業務に集中できる環境を整備することが何よりも重要であると認識しております。 道教委といたしましては、学校における働き方改革は、様々な施策を尽くし、総合的に取り組む必要があると考えており、本制度につきましても、働き方改革</p>		教職員課

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
<p>3 人事委員会における議論について 人事委員会は、議案第13号を適当とする意見書を議長に提出しましたが、適当と判断した根拠は何ですか。議会で指摘した問題点を、教育庁は人事委員会にどう周知し、周知された人事委員会は各委員にどのように周知し、委員会でもう議論されたのか、教育長及び人事委員長に伺います。</p> <p>(再質問) 教育庁は道議会における議論について情報提供は行っていないとのことですが、その必要性を感じなかったのか、伺います。 人事委員会は委員会との議論はもちろん、各委員にも道議会で指摘された問題点を十分に周知せず、制度の建付のみで適当と判断しました。これは議論の形骸化ではありませんか。なぜ指摘された問題を委員に周知し、議論しなかったのか伺います。</p> <p>(二) コロナ禍における教育機会の確保等について 次に、重度心身障害児等に対する訪問教育について、コロナ禍における現状や関係者が抱える不安をどう認識しているのか。 また、学ぶ機会が失われたまま、画一的に卒業させるべきではないと考えますが、どう対策を講じられるのか、伺います。</p>	<p>を推進する一つの選択肢として、各学校において選択的に活用できるよう、今般、条例提案を行ったところでもあります。</p> <p>(教育長) 人事委員会との連携などについてであります。道教委といたしましては、人事委員会に対し、公開の場で御議論いただいている道議会における議論につきましては、特段、情報提供等は行っていないところではございますが、一年単位の変形労働時間制導入に関する条例提案に向けては、文部科学省から示された省令や指針をはじめ、条例・規則の例、また、導入の手引きなどについて、随時、情報提供等を行ってきたところでもあります。 また、今後、この度の条例案が可決されれば、人事委員会において、規則が整備されることとなり、国の通知でも、本制度の運用状況について、人事委員会等と認識を共有し、専門的な助言を求めるなど連携を図ることとされておりますことから、道教委としても、適切に対応してまいります。</p> <p>(人事委員長) 条例案への意見についてであります。人事委員会は、地方公務員法に基づき、職員に関する条例の制定や改正に関し、議会からの求めに応じて意見を申し出ることとされております。 今定例会の議案第13号に対する意見については、一年単位の変形労働時間制を導入できるようにした法改正の趣旨や内容を踏まえ、教育委員会から提供された、制度等に関する資料をもとに協議したところ、道において、この制度を導入するために条例で定めることが必要な事項が盛り込まれており、その内容は適当と判断したものでございます。 当委員会といたしましては、本制度の運用に当たり、教育委員会と認識を共有し、連携を図ることとされておりますことから、人事委員会としての役割を適切に果たしてまいりたいと考えております。</p> <p>(教育長) 人事委員会との連携などについてであります。人事委員会は、人事行政の専門機関として、地方公務員法に基づき、職員に関する条例の制定や改正に関し、議会からの求めに応じて意見を申し出る役割を担っているものと承知しており、道議会における制度導入の是非などに関する議論につきましては、公開の場で御議論いただいているものとして、特段の情報提供は行っていないところでありますが、一年単位の変形労働時間制導入に関する条例提案に向け、文部科学省から示された省令や指針をはじめ、条例・規則の例、また、導入の手引きなどにつきまして、随時、情報提供等を行ってまいりました。 今般の条例提案に対し、人事委員会では、法に基づき、議会からの求めに応じて意見を申し出たものと承知しております。</p> <p>(人事委員長) 条例案への意見についてであります。当委員会では、条例案は、教育委員会において、これまでの議会議論を踏まえ、必要な検討を行った上で提案されたものと受け止め、その内容は適当と判断したものでございます。 当委員会としては、本制度の運用に当たっては、教育委員会と連携を図りながら、適切に対応してまいりたいと考えております。</p> <p>(教育長) コロナ禍における教育機会の確保についてであります。道立特別支援学校では、昭和54年の養護学校義務制実施以前に、心身の障がい理由に小・中学校への就学義務を猶予又は免除され、義務教育を受けていない方を含め、通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対し、教員が家庭、児童福祉施設、医療機関等に出向いて実施する訪問教育により教育機会の確保に取り組んでおります。 各学校では、感染予防に配慮しながら訪問教育を</p>	<p>教職員課</p> <p>人事委員会事務局総務審査課</p> <p>教職員課</p> <p>人事委員会事務局総務審査課</p> <p>特別支援教育課</p>

質 疑 ・ 質 問	答 弁	担 当 課
	<p>施しておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、教員が福祉施設等へ出向いて十分に授業ができない状況も生じており、本人、保護者の方々からは、授業時間が確保されないまま卒業となるのではないかといった、不安な声があると承知しております。</p> <p>特別支援学校の卒業認定につきましては、これまでも、学習内容や出席日数等を踏まえ、児童生徒一人一人の状況に応じて各校長が総合的に認定することとしておりますが、道教委といたしましては、訪問教育で学ぶ児童生徒につきましても同様に、コロナ禍による教育機会の中断・縮小等の事情も踏まえながら、卒業について適切に認定するよう、指導・助言を行っております。</p>	